

第7回  
コーデックス  
「食品衛生の一般原則」  
改訂のポイントと運用課題

## 富山市学校給食食中毒事件を事例としたHACCPに基づく理論的考察（推論）

最終回となる今回は、富山市の学校給食で起きた食中毒事件を、HACCPに基づき理論的に考察し解説する。

**今回のポイント** 牛乳が原因の学校給食食中毒事件の問題点・指摘事項を整理する、原因箇所として、CIPプレート式熱交換器の課題、CIP洗浄システムへの過信、充填ライン系統の微生物管理、サイジタンクの課題、モニタリングポイント装置の汚染などが推察された。

### 高度な衛生管理が求められる 乳・乳製品製造業

牛乳は総合衛生管理製造過程（以下、マル総）の承認工場が多く、厚生省生活衛生局乳肉衛生課監修・動物性食品のHACCP研究班編「HACCP」P衛生管理計画の作成と実践－乳・乳製品・食肉製品実践編（中央法規出版、1998）、厚生労働省「HACCP入門のための手引書「乳・乳製品編」」（2015）、（一社）日本乳業協会「HACCPの考え方を取り入れ

た牛乳・乳飲料製造の衛生管理計画作成のための手引書」（2019、21年改訂）などが発行・公表されている。特に学校給食納品乳処理（牛乳）メーカーは、マル総承認を求められていると聞いている。これらのことから、牛乳はほかの業種より行政指導が厳しく業界の衛生管理が高度なこと、装置企業であることから、「コーデックス食品安全衛生の一般原則」の正論と実践的・実務的課題が明確に理解されるものと判断し、21年6月の牛乳が原因とされる学校給食食中毒事例をHACCPに基づく理論的考察（推論）として検討したので報告する。

### 本食中毒事例の情報整理と考察

本食中毒に関する情報は、当初はマスコミ情報が主であったが、22年3月17日に厚生労働省食中毒部会開催資料

表1 厚生労働省 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒部会（2022年3月17日）資料

- 資料3-1 富山市内の学校給食で発生した集団食中毒について（富山市保健所）
- 資料3-2 富山市の学校給食における牛乳を原因とする食中毒事例 痘学調査解析（国立感染症研究所 実地疫学研究センター）
- 資料3-3 富山市集団食中毒の原因食品からの原因物質調査と大腸菌分離株の病原性について（国立医薬品食品衛生研究所 衛生微生物部）

引用参考：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_24326.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24326.html)

表2 食中毒事件の概要

1. 発生：2021年6月16日～17日に食中毒症状発生（15日、16日のいずれか、または複数日にわたり飲用した者）
2. 患者：1896人

	小学校12校	中学校4校	保育所5施設	その他4カ所	合計
患者数	1097	481	173	145	1896
喫食者数	3336	1563	664	680	6243
割合 (%)	32.9	30.8	26.1	21.3	30.4

3. 主な症状：腹痛、下痢（水様性、軟便）、発熱
4. 原因食品：成分無調整牛乳（128°C・2秒）
5. 原因物質：大腸菌 OUT (OgGp9) : H18 (国立衛研 衛生微生物部)

#### 牛乳中の細菌検査結果

給食提供日	製造日	OgGp9 : H18 (MPN/100mL)	生菌数 (MPN/100mL)
6月14日（月）	6月11日（金）	—	約700
6月15日（火）	6月14日（月）	約10	約300
6月16日（水）	6月15日（火）	約10	約600
6月17日（木）	6月16日（水）	約10	約20,000

6月17日（木）は未提供、 数値は平均値

○筆者作成

大阪公立大学

食品安全科学研究センター／  
微生物制御研究センター

客員教授

日佐 和夫

Kazuo Hisa



#### [プロフィール]

1946年生まれ、大阪市出身。69年農林省水産大学校製造学科（現国研水産研究・教育機構水産大学校）卒業、同増殖学科研究科中退。大阪府立大学農学部獣医学科研究生。スーパーマーケット品質管理、衛生管理会社、東京海洋大学大学院食品流通安全管理専攻教授などを経て、現在は数社の顧問を務める。（社）全国スーパーマーケット協会「食品安全技術専門会議」委員長。



表3 乳処理製造工程(含む機械名)における問題点(含む指摘事項)

No.	乳処理製造工程(含む機械名)	各工程における問題点(含む指摘事項)
1	作業工程全般	1.記録が少なく、経験に基づいており、確認不足があった 2.作業工程が変更されても手袋を交換していないかった 3.次亜塩素酸ナトリウムを直射日光の当たる場所で保管 4.使用済み清拭布や手袋を消毒バケツで洗浄→これが汚染原因
2	製造工程上の全般的問題点	1.配管洗浄方法や頻度に問題 2.殺菌剤の管理方法や使用濃度に問題
3	生乳受け入れタンク* 生乳受け入れ	1.生乳受け入れ試験時に、未殺菌乳を飲用 2.受け入れタンク清掃時に専用の長靴を使用していない 3.受け入れタンクからバランスタンクまでのCIP洗浄未実施 4.ライン接合部に残留物があり、セレウス菌が検出
4	バランスタンク	
5	殺菌機①予備加熱(80°C)	
6	保持タンク	
7	ストレーナー(80メッシュ)	
8	ホモジナイザー(均質機)	1.圧力計に誤差(実際より大きな値が表示)
9	殺菌機 ① 加熱殺菌(128°C・2秒) ② 冷却(10°C以下)	1.配電盤表示温度により温度調整するシステム 2.温度センサー(測温抵抗体)は、抵抗値を温度変換するシステム 3.FDV (Flow Diversion Valve: 異常時の流路切り替え弁)は、配電盤表示温度と連動されなく、温度センサー(測温抵抗体)により、FDVが発動(連動)される。 4.温度指示調節計(測温抵抗体)は経年劣化により絶縁低下が見られ、配電盤表示温度より低い温度であった。交換発注中(劣化した測温抵抗体を使用?) 5.2020年8月にプレート交換済み
10	サージタンク	1.サージタンクのベントからの汚染を示唆(ベント位置変更) 2.CIP洗浄実施、蒸気殺菌(80°C・40分間)
11	ストレーナー(80メッシュ)	
12	バランスタンク	1.前日の殺菌乳(18ℓ乳缶3本)を投入、18ℓ破棄、36ℓ製品化
13	充填包装機	1.充填機およびパック容器整列台の汚染の可能性 2.CIP洗浄実施、蒸気殺菌(80°C・40分間) 3.HEPAフィルタ1年1回交換(充填室)

\*洗浄は手洗い、それ以外の工程（機械）はCIP洗浄（ただし、CIP洗浄配管系統図面記載なし）

○表1の資料を整理して筆者作成

表4 資料に基づく原因箇所・増殖箇所の特定・推定

資料3-1	資料3-2	資料3-3
1.作業製造・工程全般 表3のNo.1～2を参照	1.加熱不十分、または加熱後の汚染 2.加熱殺菌、加熱殺菌後のサーチャンク、充填機などを重要管理点 3.再発予防策として定期点検、測定機器劣化検知のための記録、マニュアルの整備 4.危害発生の可能性（「あり」「否定できない」）の見直し	1.大腸菌OUT(OgGp9)：H18の牛乳汚染菌数は約10～20であった 2.本菌の牛乳汚染は殺菌後であった可能性
2.殺菌前の工程 表3のNo.3～8を参照		
3.殺菌機（温度） 表3のNo.9を参照		
4.殺菌後の汚染 表3のNo.9～13を参照		

○筆者作成

殺菌工程以前の工  
程での問題点は、表  
3のNo.1～8におお  
むね整理・記載し  
た。これらの多くは  
GHP（または一般

## ①殺菌工程以前の問題点

プレート式殺菌工程  
および熱交換器（殺  
菌・冷却）の機械設  
備から推測・考察を

当該原因菌の殺菌死滅可能温度で加熱されていなかつた、さ  
らに殺菌要件と殺菌後汚染のダブル要因などが想定される。

4の資料3-3に原因  
菌後の工程での汚染  
されている。このこと  
は、殺菌工程が正常

## 本食中毒事例の 原因箇所（工程）の推定・特定

表1) が公表されたので、それらを中心にして整理した。表1に基づき、事件の概要を表2に、乳処理製造工程およ

「作成の試み」（日佐和夫・林賢一・阪口玄一、日本包装学会誌、Vol. 7 No. 5、1998）を報告した。今回は表3で

筆者は過去に「真空包装辛子蓮根によるA型ボツリヌス中毒事例に基づく辛子蓮根製造過程のHACCPプラン」を資料3-1を中心に表3に整理した。

## 資料に基づく原因箇所・ 増殖箇所の特定・推定の背景

箇所を特定・推定した（表4）。過去の食中毒事件では「食品事業者の衛生管理が適切ではなかった」という指摘をよく聞く。今回も同様の指摘が見られたが、これらは食中毒原因箇所の特定の根拠にはならないことが多く、原因箇所の背景としての潜在的要因が特定される事象もある。一般的な微生物由来食品事故（食中毒を含む）では

表1および表4の資料3-3に原因菌が特定され、殺菌後の工程での汚染の可能性が言及されている。このこと

衛生管理)に該当するため、一般衛生管理の内容については、食中毒の要因だったのか、潜在的要因だったのか、推論・判断することが求められるだろう。これは原因箇所の特定調査にとって重要であるが、この判断を間違うと調査に時間がかかり、原因箇所の特定が不可能になることも考えられ、いわゆる「木を見て森を見ず」になる。そのため、一般的衛生管理として重要なと推察するが、今回は殺菌の工程以前の問題点は割愛した。

## ②UHTプレート式熱交換器(殺菌機)の機能とメンテナンスの課題

表3のNo.9の1～3のように、配電盤表示温度とFDV(Flow Diversion Valve:異常時の流路切り替え弁)が運動しない構造で、温度センサー(測温抵抗体)との連動であった。すなわち、温度センサーの測温抵抗体が劣化により絶縁低下が見られ、FDVはその機能が発動されず、結果として温度センサーの温度が低かつたと判断される。従って、未殺菌あるいは殺菌不足の牛乳がサーチタンクに搬送された可能性は否定できない。この温度センサーのモニタリングが「 CCPモニタリングである」との認識を持っていた稼働当初は、殺菌温度到達までFDV

が作動し、配電盤表示温度と温度センサーを確認しながら殺菌温度到達とFDV機能であるリターン停止の確認作業が実施されていたと推察する。しかし、前述①の一般衛生管理不良の事実から、この一連のUHTプレート式熱交換器のメンテナンスと確認作業は、残念ながら高い確率で実施されなかつたと推察できる(表3のNo.1の1)。

しかし、本件の原因菌が大腸菌O<sub>1</sub>T(O<sub>1</sub>Gp9)・H<sub>18</sub>であることからFDVのリターンが作動しなかつたと仮定しても、実際温度が128℃・2秒に達しなくとも、または63℃・30分、あるいはその同等以上であれば、当該原因菌は殺菌されているものと推察できる。この温度低下の原因については、UHTプレート式熱交換器のメンテナンス不良もあるが、熱源(ボイラーナド)供給温度やボイラー蒸気圧の低下の可能性も否定できない。つまり、ボイラによる機能低下が殺菌温度に影響することも考えられる。それ故、これらのこと象について、ミニプラントでの実証試験や牛乳由来原因分離株(大腸菌)とその標準株とのZ値(耐熱性)を測定し、当該原因菌が耐熱性を獲得しているかどうかの評価が可能であると推測する。

また、前述のUHTプレート式熱交換器は薄いステンレスプレートから構成され、必要な枚数のガスケットで圧着されている。当然、高温で処理されたことからステンレスプレートに乳成分などの付着、プレートのピンホール、ガスケット劣化・装着不良による液漏れ(生乳の殺菌乳への混入)などが起きたと推察している。しかし、このメンテナンス不良による未殺菌乳の混入が危惧される。

## ③CIP洗浄システムへの過信(タンクの手洗い、ジョイント部の分解洗浄とパッキンの交換)

CIP洗浄は、液体飲料などのプロト洗浄には有効な洗浄システムである。しかし、タンク内部や接合部分など、CIP洗浄では洗浄しにくい部分がある。それ故、タンクの手洗いやジョイント部品の分解洗浄、さらにはパッキン、Oリング、ガスケットなど消耗品の洗浄・殺菌、およびその交換(スクリューによる機能低下が殺菌温度に影響することも考えられる。それ故、これらのこと象について、ミニプラントでの実証試験や牛乳由来原因分離株(大腸菌)とその標準株とのZ値(耐熱性)を測定し、当該原因菌が耐熱性を獲得しているかどうかの評価が可能であると推測する。

## ④充填ライン系統の微生物管理

本件の充填室の構造は知るところではないが、一般的にクリーン化され清潔度は保持されている。一方、充填ノ

栓器は薄いステンレスプレートから構成され、必要な枚数のガスケットで圧着されている。当然、高温で処理されたことからステンレスプレートに乳成分などの付着、プレートのピンホール、ガスケット劣化・装着不良による液漏れ(生乳の殺菌乳への混入)などが起きたと推察できる(表3のNo.1の1)。

しかし、本件の内容によれば、充填ノ1(原文資料3-1、P16)の記載である。この内容によれば、充填栓器の指示によりメンテナンスが実施されていると想定している。しかし、このメンテナンス不良による未殺菌乳の混入が危惧される。

作業前にバランスタンクを消毒液で消毒後、タンクに残留した消毒液を押し出し(排出除去)するために、前日に殺菌し製品化していない牛乳(乳缶3本・18ℓ×3=54ℓ)をバランスタンクに投入し、最初の18ℓは破棄(タンク中の消毒液押し出し量?)し、残り36ℓは製品化される。工場内殺菌保管乳缶中の殺菌乳のバランスタンク投入は、法的には再利用が可能であるが、36ℓは製品化される。工場内殺菌保管乳缶のサニタリーや保存温度・場所、ラムは、法的には再利用が可能であるが、36ℓは製品化される。工場内殺菌保管乳缶中の殺菌乳のバランスタンク投入時でのサニタリー作業や異物混入の可能性、さらに、この手順での殺菌剤の完全除去などに疑問が残る。また、前日残である乳缶3本分以上の殺菌乳の取り扱い(製品化方法とその手順)と、その品質化方法・手順、湿度の高い充填室内の環境汚染対策であるHEPAフィルターの交換頻度などが気になるところである。

## ⑤サーチタンクのベンントからの汚染と

ズルに結露が発生し、製品に混入することがある。この結露が微生物に汚染され、製品汚染になる。この対策として、殺菌タオルなどで充填ノズルをカバーすること、充填ノズルをカバーすること、充填ノズル部をヒーターで加熱することなどがある。今回、少し気になったのは、表3のNo.12の1(原文資料3-1、P16)の記載である。この内容によれば、充填栓器の指示によりメンテナンスが実施されていると想定している。しかし、このメンテナンス不良による未殺菌乳の混入が危惧される。

作業前にバランスタンクを消毒液で消毒後、タンクに残留した消毒液を押し出し(排出除去)するために、前日に殺菌し製品化していない牛乳(乳缶3本・18ℓ×3=54ℓ)をバランスタンクに投入し、最初の18ℓは破棄(タンク中の消毒液押し出し量?)し、残り36ℓは製品化される。工場内殺菌保管乳缶中の殺菌乳のバランスタンク投入は、法的には再利用が可能であるが、36ℓは製品化される。工場内殺菌保管乳缶のサニタリー作業や保存温度・場所、ラムは、法的には再利用が可能であるが、36ℓは製品化される。工場内殺菌保管乳缶中の殺菌乳のバランスタンク投入時でのサニタリー作業や異物混入の可能性、さらに、この手順での殺菌剤の完全除去などに疑問が残る。また、前日残である乳缶3本分以上の殺菌乳の取り扱い(製品化方法とその手順)と、その品質化方法・手順、湿度の高い充填室内の環境汚染対策であるHEPAフィルターの交換頻度などが気になるところである。



サーチタンクは殺菌乳が投入（タンク内の空気が排出）され、その後、充填ラインに搬送される（タンク内外の空気が流入）。その折、バント殺菌とHAPAフィルター管理が不適切ならサーチタンク内の殺菌乳は汚染される。この改善としてベントの位置変更があるが、工場環境を理解していないが、位置変更だけでサニタリーアイテムが保持できるか疑問はある。また、サーチタンクへの殺菌乳の投入時に、タンクが冷却されていたかどうかである。つまり、殺菌乳は5°C前後であるが、蒸気殺菌された未冷却タンクの温度が高い場合、殺菌乳の温度上昇が想定される。サーチタンク、あるいはそれ以前の工程での微生物汚染、それに伴う増殖が想定される箇所でもある。従つて、タンク用の冷凍機が正常に運転され、タンク用の循環冷却水の温度が5°C以下の確認も必要である。過去に1ℓ牛乳、1万8000本の異臭苦情に遭遇したことがある。また、21年には2件の牛乳メーカーでの異味・異臭や凝固・分離などの回収事例が報告されている。これら腐敗事例では、製造工程中、「微生物の増殖箇所」が存在すると推測している。本件での原因菌は少量感染症と推測されるため汚染または増殖箇所の特定は難しいが、前述のような特定の回収事例をHACCPのように

の視点から詳細に調査しなければ、回収報告させる意味はない。このことは、食品事故や食中毒のケーススタディーで、予防的HACCPとして参考になると思われる。

#### ⑥牛乳プラントのモニタリングポイント ト装置の汚染

液体飲料プラントでは、過去には多くのモニタリングポイントが存在した。それらは流体力学の視点から洗浄のブラックホールを生じ、汚染要因であることが判明し、現在は必要以外のモニタリングポイントは設置されていないと思われる。しかし、設置されている部分については、モニタリング装置の構造を理解し、適切な洗浄・殺菌などが必要である。

### 本食中毒事例の原因箇所の理論的考察（推定）結果

前述の原因箇所（工程）特定推定の中、その可能性が高い順に②～⑥の汚染原因箇所を特定推論した。最も重要な工程・生産機械として、「UHTプレート式熱交換器での殺菌・冷却工程」を挙げた。理由は、牛乳を殺菌・冷却するこの工程はCCCと判断されるが、同機器のメンテナンスはGHP（一般衛生管理）のカテゴリーとされており、その手順の順守はCCCと同等、あるいはそれ以上に重要な

管理事項であると判断している。また、牛乳の殺菌・冷却工程が正常に運転されていた場合でも、メンテナンス不良での汚染は考えられる。さらに、④充填ライン系統の微生物管理で述べた「前日の殺菌乳の使用」は非常に気になる点である。すなわち、「生乳の殺菌前の受け入れ（バランス）タンクに戻さなかつたか」という疑問である。食品事業者の多くは、製品異常がなければ100点と考えている。その中で、社内クレームやビヤリ・ハットなどのデータ（記録）をどのように活用するかの課題はある。また、事故調査されると文書・記録などの不備を指摘されることが多い。しかし、このことは、事故原因調査の視点から許容範囲（CL）内であるかの有無やその選別の判断を求められる。許容範囲内の事象を細かく追求すると、前述した通り「木を見て森を見ず」になり、原因究明が遅れることがある。

なお、今回の事件は未確定な部分もあるが、装置産業である故、実験プランで条件を変えて再現できると考える。また、筆者の食品事故調査・監査の経験では、その鉄則は犯罪捜査と同じである。本規格の中には「柔軟性や多様性」を求めていたが、今後これらのことことが現場で反映されるのを期待したい。